

平成 26 年 7 月 28 日（月曜日）

第 2 回 松 島 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

（第 1 日 目）

平成26年第2回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1 番	澁谷 秀夫 君	2 番	赤間 幸夫 君
3 番	櫻井 靖 君	4 番	片山 正弘 君
5 番	後藤 良郎 君	6 番	小幡 公雄 君
7 番	高橋 幸彦 君	8 番	今野 章 君
9 番	太齋 雅一 君	10 番	色川 晴夫 君
11 番	菅野 良雄 君	12 番	高橋 利典 君
13 番	阿部 幸夫 君	14 番	櫻井 公一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大橋 健男 君
副 町 長	高平 功悦 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷 清一 君
財 務 課 長	舘山 滋 君
企画調整課長 兼企画調整班長	亀井 純 君
町民福祉課長	阿部 利夫 君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間 澄江 君
産業観光課長 兼観光班長	阿部 礼子 君
建設 課 長	中西 傳 君
会計管理者兼会計課長	安部 新也 君
水道事業所長	櫻井 一夫 君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部 祐一 君
震災復興対策監	小松 良一 君

参事兼産業振興班長	伊 藤 政 宏 君
参事兼まちづくり支援班長 兼震災復興対策室長	千 葉 繁 雄 君
参 事 兼 建 設 班 長	赤 間 春 夫 君
総 務 管 理 班 長	太 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 7 月 2 8 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

7 月 2 8 日の 1 日間

〳 第 3 報告第 8 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〳 第 4 議案第 7 2 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

〳 第 5 議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について (白萩地区避難施設建設工事)

〳 第 6 議案第 7 4 号 工事請負契約の締結について (西行戻しの松公園避難場所整備工事)

〳 第 7 議案第 7 5 号 工事請負契約の締結について (東浜地区避難場所整備工事)

〳 第 8 議案第 7 6 号 工事請負契約の締結について (松島第五幼稚園建設工事)

〳 第 9 議案第 7 7 号 平成 2 6 年度松島町一般会計補正予算 (第 3 号) について

〳 第 1 0 議案第 7 8 号 平成 2 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

〳 第 1 1 議案第 7 9 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号) について

〳 第 1 2 議案第 8 0 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

町長より挨拶をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、各種協定の締結等について報告いたします。

まず、6月30日に仙山交流等を通じ、農産物や物産品の販売等で交流のありました山形県中山町と災害時における相互応援に関する協定を櫻井議会議長、阿部議会副議長立ち会いのもと、締結しております。また、7月14日に埼玉県滑川町と滑川町・松島町相互交流宣言調印式を、議員の皆様を初め関係各位のご出席のもと挙行いたしました。さらに、7月20日に京都府宮津市及び広島県廿日市市との間で日本三景災害総合支援協定を締結しております。

これらにより、地域間の連携がさらに深まることを期待しているところであります。

次に、平成25年度国民健康保険高齢者医療制度運営事業費補助金の未申請につきましておわびを申し上げます。

このたびの件につきましては、第1回松島町議会定例会における平成25年度国民健康保険特別会計補正予算においてご承認をいただいたところですが、当該補助金の申請がなされておらず、国民健康保険特別会計への歳入欠陥を生じさせてしまいました。このことを重く受けとめ、7月15日付で本町職員4名の懲戒処分を行っております。

担当者の町民福祉課主査を減給10分の1を12カ月、管理監督者である町民福祉課長を減給10分の1を5カ月、及び町民福祉課班長を減給10分の1を10カ月並びに人事管理の事務総括監督責任として総務課長を減給10分の1を1カ月、それぞれ処分いたしました。

また、7月9日付で松島町議員報酬等審議会より答申を受け、今般の職員に対する処分を厳粛に受けとめ、町政執行の責任者として1カ月10%の町長及び副町長の給料を減額する松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを、本議会において上程しております。

このたびの件につきましては、担当職員の事務処理ミスと管理職員の管理不十分ということに尽きるものであります。それだけに残念でありませんが、改めて深く反省し、おわびを申し上げるとともに今後に向けて事務処理の改善に向けて委員会を立ち上げ、再発防止に努めてま

いますので、ご理解を賜りますよう切にお願い申し上げます。

次に、東日本大震災の復旧・復興に当たる職員不足を解消するため、神奈川県において被災市町に派遣する任期付職員を採用し、この7月から平成27年3月31日まで本町に3名の方が派遣されております。

なお、この任期付職員3名分の経費について本議会に補正予算を上程しております。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が1件、条例の一部改正が1件、工事請負契約の締結が4件、平成26年度補正予算が4件でございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、4番片山正弘議員、5番後藤良郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、報告第8号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第8号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について、ご報告を申し上げます。

平成26年1月14日午後3時10分ごろ、町営バスが松島町高城字動伝三地内の町道本郷・手樽線から国道45号に右折する際、上り車線走行中の普通車と出会い頭に接触事故を起こし、同乗者である―――が負傷いたしました。これに関して治療費、慰謝料等として相手方に対し、

損害賠償額43万7,080円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として平成26年6月26日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） この件につきましては、6月の定例議会においても賠償ということでの議案があった件かというふうに思っております。そうしますと、6月における車両の損害に伴う賠償ということと今回の治療費と慰謝料ほかで43万7,000何がしということで、合計すると50万を超えると、こういうことになりますけれども、議会が専決を認めている額は50万円までということでございますので、6月定例会と合わせて50万を超える金額になってしまうと。1件の事故当たりそういう形になってしまうということで、専決の方法としてまず間違いはなかったのかどうかということについて、当局の考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 私のほうから答弁させていただきます。

物損事故につきましては、6月に専決処分として報告してございます。

まず、あと1月に発生して6月になったという経緯からお話し申し上げますと、過失割合におきまして相手側との交渉が難航いたしまして、あと物損分の和解が4月23日になったということでおくれたわけでございまして、人身面につきましても事故当時につきまして、事故当初につきましては外傷もなく、あと警察の事情聴取等にもお話をしておりましたので、私のほうでは身体面については考慮しておりませんでした。5月の連休後に保険会社のほうから、実は人身面で今現在通院しているということをお聞きしてございます。

そういう形で4月専決処分しましたので6月議会に報告し、今回あと人身面につきましても本人が5月いっぱい通院いたしまして6月23日に免責証書に署名押印いただきましたので、それで今回の報告となったわけでございます。

なお、今回の取り扱いにつきましては、宮城県市町村課のほうに確認してございまして、市町村の判断に委ねられるという回答でございました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。なかなか1件というものをどういうふうに解釈するのかということで問題がやっぱりあるのかなというふうに私自身は思うんですね。交通事故、

一般的には専決50万と、事故1件当たりと、こういうことでいくと物損事故を含めて全体で1件という考え方になるのかなという気もしますんですが、實際上この議会で決める専決の条文といいますか、内容も含めて、まだまだ曖昧な面もあるかとは思いますので、議長にもお願いをしておきたいんですが、議会でもこの辺もう少し専決の内容を含めて検討をして今回のような事態を避けるといいますか、こういうことにならないように、ぜひお願いをしておきたいというふうに1つ思います。

その上で、もう一つお聞きをしたいんですが、6月の23日に言ってみれば示談関係ですか、これを取り交わしをされたら、こういうことになるわけでありまして、なかなか交通事故で人身上ですね、こういうことで医療行為が必要になったというふうになった場合、特に頸椎捻挫ですか、こういうものっていうのはかなり長期化する場合があるわけなんです、今1月に事故が起きて半年で示談と、こういう形なんです、それ以降の、例えばですよ、その事故によって生じた頸椎損傷等々こういうものが示談書が確認された以降にさらに病気の進行、あるいは治療が必要だということになった場合、どういう対応をするというふうに示談の中ではなっているのか、完全にもうこの時点で終わりということなのか、その後の措置も必要になっているのか、その辺についてお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 本人との免責証書の中では、本件事故による後遺症が発生した場合につきましては、別途協議するという内容になってございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 当然多分示談書ですから多分そういう項目が入らないと相手のほうもなかなか示談に応じてくれないということになるかと思うんですが、そうすつとかなりこれは長期化する可能性も含めて出てくるわけなんですよ。その辺見通し、ここで聞いてもなかなかわからないんだろうとは思いますが、保険屋さんもちろん絡めることです、治療行為が必要だということで判断をお渡しするといいますか、治療行為はこれ以上必要ないという判断を、役場ですのか保険さんがするのかわかりませんが、そういう状態というのはどういう形でされるのか、その辺はどういうふうになってんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 保険申請する際に医師の当然診断書、あと診療の内訳書ということで、医師のほうであと完治したと認めるという形のものをいただい

りますので、あと今後は特段出てこないのかなというふうには考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなかこれ難しいんですよ。お医者さんが完治をしたっていう診断をするっていうのは、ご本人から、もう痛みもないし、これで終わりにしていいですよという、例えばですよ、そういう意思の確認がされるということがあればですけども、本人がどうしても痛みがあるんだと、手がしびれるんだとか、いろいろ出てくるわけですね。そうすっとお医者さん自体がなかなか判断下しにくいのかなというふうな気も私はするんです。

ただ、当然保険から支払いということが生じてきますので、保険会社としては、その辺についてどこかで判断をするということにならざるを得ないんでないかというふうに私は思うんですが、保険会社ではそういうことはどういうふうを考えているんでしょうかね。お医者さんの判断っていいですけども、一般的には被害に遭われた方の、お医者さんはですよ、被害に遭われた方の痛みであるとか、そういう訴えを信頼して診断を下すと、こういう関係にあるでしょうし、保険屋さんの側からすれば、これはもうそんなに長いはずはないという1つの推論に立って、これ以上は保険の支払いはできませんということがあるのかどうか、その辺ちょっとおわかりでしたら教えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 保険屋のほうでも、あと本人からの申し出あった場合には、当然医師も含めて相談に入ると思うんですよ。その中で本当に事故に起因するものかどうかということは調べ、検査するとは思いますが、詳細につきましては私のほうでも把握してございません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。詳細、ないということなんですが、それで例えば今回休業補償ということでもお出しになってるというふうに思うんですけども、そういうものについてはどうなんでしょうか。医療行為がずっと続いていくというふうになった場合に、当然そこいら辺も見ていくということになるんですか。それも話し合いの中で全部決めていくということになるんですか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 今回休業補償でございますが、この方につきましては専業主婦でございます。ただ、専業主婦でありましても自賠責の規定によりまして1日5,700円の通院日数の支払いが出てくるということでありまして、あと今後につきましても、

先ほどしましたが、今後また体調崩したときに、それが事故に起因するものかどうかということを確認の上、保険会社のほうで判断すると思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ちょっとお尋ねします。この事故は1月に起きてんですよ。参考までに町の対応のあり方として物損、人身、これは両面からあった事故だったんですよ。スタートが、そういうことなんですよ。そこをちょっと確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 発生年月日につきましては、1月14日で行いました。して、前にも答弁で申し上げましたとおり、あと事故当初につきましては、本人につきましては外傷もなく、警察の現場検証等にも積極的に動いておりましたので、私のほうでは負傷しているという考えはございませんでした。して、その中では物損面だけということもございましたので、あとは本人が修理工場に直接運びたいということもございましたので、町のほうで自宅まで送迎してございました。

して、その後、保険会社のほうから過失割合で保険会社間では両方とも動いている車だということもございますので、町が90、相手方が10%ということで保険会社間では同意していたわけなんですけども、向こう側の方々が10%分を認めなかったと。町100%でないのかということで、その辺が長引いておりました。その関係もございまして保険会社のほうで町で直接本人さんに連絡をとらないでほしいということもございまして、全て交渉は保険会社のほうでやりますので町では直接動かないでくださいということもございまして、私のほうで通院したのは、知ったのは5月の連休後でございました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） まず、町側は当初物損事故だということで認識しておったと、町側の保険会社さんというのは市町村共済のほうの損害ですね。たしかね。相手方は民間のですね。相手方の車には、この高橋さんという方だけ、1名乗ってたと。

○議長（櫻井公一君） 話のやりとりはしないように。切って、ぱっとう……（「はい」の声あり）

阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 所有者はけがした本人の――さんですが、運転は旦那さんが運転してございました。して、同乗してて――さんがちょっとあと左肩と頸椎が軽傷、挫傷したということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 要は町の対応のあり方についてちょっと私は知りたいところなんですけれども、こういった事故対応、町の場合、まず事故処理マニュアル的なのはお持ちなんですか。要するに今総務課のほうからの答弁ですけれども、各課でそれぞれ公用車を持って、総務課あるいは管財のほうで公用車管理を一括にしたとしても、事故起こされるは各職員だったりいろんな立場の人間が事故起こすケースがあると思うんですが、その処理マニュアルというのは一定程度備わって、それに基づいた報告を所管課というか、やられて、保険対応を窓口である総務課に持って行って、こういった報告の流れになってんですか、その辺ちょっと確認ですけど、お願いします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今の質問、総括的な保険に、先ほど市町村共済になるのは総務課で対応します。

ただし、事故については各課で起きますので、そちらで事故報告等々が総務課等々に上がってくる、また場合によっては管財のほうにも報告がいくと、それで管財と総務課等々でその辺の取り扱いについて対応していくと。対応の仕方は町内で起きて町内同士とかいろんな物件ありますので、それはその都度対応していくという形になります。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 事故報告書は事故を起こされた当人というか当事者が、所管課の場合は上司のほうに報告しながらまとめ上げて、それを稟議する形で関係課に稟議し、町長決裁までもっていくという流れですかね。そういった流れになってんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） はい、そのとおりであります。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） その上で今回のように4月二十何日かに、一旦物損については示談をしたと。その後にさらに相手の保険会社さんを通じて、物損については示談はしたものの、実は人身的に被害者のほうが通院等行っておって、5月中におおむねそういった治療行為を行ってんだと。ですから、人身についての扱いについても、当然保険賠償等の対象にしてくださいということの話の流れになったんだと思うんですけど、これについては事故証明上はどうなってるんですかね。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 事故発生直後に警察にももちろんあと現場を調査していただいておりますので、事故証明自体はいただいております。

ただ、その際にも、あと本人には体調の変化もちょっと見られなかったということもございましたので、ちょっとその事故証明に、あと人身分まで含まれているかどうかということは把握してございません。済みません。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、やはり先ほど今野議員さんからお話出たような質問があつて、また人身については、かかる示談の最終項目当たりに双方に疑義等生じた場合には、またそれを継続する話っていうのはあり得る話ですよ。こういった案件について町は顧問弁護士さんとかそういった方々に相談するケースは出てこないんですかね。そこは相談してんですかね。先ほどちょっと県の町村課のほうに相談かけたようなお話になってますけど、町村課のほうの判断はあくまで、市町村課のほうはあくまでこの議会等に対応する対応のあり方については、町側の判断だということが当然の答えだと思いますけれども、それ以外に事故処理のあり方についての具体的なところの取り扱いについての相談項目というのはないんですかね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今こういう事故のときに弁護士に相談するようなことはないかということでありますけど、基本的にほとんどない。ただし、今回は和解とか成立してますので、そうでない場合ですね、については、多分弁護士とかなんかに相談するケースは出てくるんじゃないかというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 一応ですが、ちょっと議会への報告のあり方、先ほど今野議員もおっしゃいましたけども、1件50万円というんですか、50万円以上になった場合に議会に報告案件として上げるというケースの取り扱いを、平成16年から設置……（発言者あり）50万円以上にするというのは平成14年から、14年からですか、ちょっと時間かかって、たっておりまさらね、この辺の扱いについては、再度やっぱり確認をしてもらうことになろうかと思えますね。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なければ、先ほどの今野議員からの議会としての今後の考え方ですね、

1件というか50万円という、平成14年6月5日に見直しはしてはいますが、これらについての今後議会としての対応については、今後議運等でちょっと協議をし、全員の議員さん方で協議をし、今後進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第4 議案第72号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第72号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第72号、松島町長等の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成25年度国民健康保険高齢者医療制度運営事業費補助金の未申請に伴う本町職員に対する懲戒処分を厳粛に受けとめ、町政執行の責任者として、1月分10%の町長及び副町長の給料を減額するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） まず、今回の処分に関してですが、これは町長等の処分であるわけですが、この内容の資料等を見ていきますと職員等の処分のあり方なんです、これは昨年のももありまして今回はスムーズに、スムーズっていうか早急にやったんだろうと、そういうふうに思うんであります。この処分等についての分限委員会での審議内容、そしてまたこの処分の基準等がどのようになって審議されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁求めます。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、これでなくて分限のほうなんですけども、分限のほうだと職員に対してということで、意見の中では当然去年同じような形になったということで、あの後も課長、班長通して気をつけないといけないと、メールは特に気をつけないといけないということがあったにもかかわらず、このような同じような案件になったということで非常に情報の伝達、あと決裁の仕方もまずかったのではないかとということで、審議とは直接関係ないんですけども、附带的にやっぱり事務処理のあり方、それを別個に総務課長中心になって検討しなければならないというのが1つ出ました。

あとは職員に対しての処分に対しては、やっぱり停職まではいかないであろうということで、分限の審査の処分の中で表がありますが、その中でやっぱり事務の処理の仕方がまずかったということになると停職はありませんので、その中で減給になるかどうかということの審議がなされました。その中で事務局案として、こういう何カ月、最高、月にすると10%が、条例の中で最高が10%、あとは最長が12カ月が最長なんです。それ以上重くなると停職とかになりますから、ある程度事務的に厳しくしなければならないということで、これは全員の賛同を得まして、反対がなく、こういう形になったということでございます。職員のほうは。

あと、今回の72号に関しては、特別報酬審査会、そちらのほうの審議の内容ということになります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そうしますと、前回のときは最初だからということで月数が12カ月の、1年じゃなくて短い期間で処分されたという経緯があるわけでありましたが、今回は1年ですか、10%の12カ月というのは最長ということになるんでしょうね。それ以上なれば懲戒処分ということになるんでしょうけど、今回の場合の12カ月というのはかなり重いのではないかと、そのように思うわけでありましたが、本当に職員等についての処分のあり方について、最終的な責任が町長と副町長も今回10%削減したということでありましたが、ではこの全体で今回処分された方たちの処分の金額というのはどれくらいになるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、前回と今回とで同じレベルではないという認識はあります。

まず、メールが来ました。メールが来て、それを開いて「該当なし」としたと。当然メールでも決裁、課長、班長、課長まで回さなきゃないという今回は案件があったと。

あと、もう一点は、担当者が12月から1月にそういうメールで処理しましたが、3月に議会に対して補正予算をしていると。補正予算をしているというのが、また違う面であります。補正予算をするのであれば、計上するためには担当者が上げると、班長が目を通すと、課長が目を通すと、そして財政に上げて査定で議会に出すという流れが今回はあると。それもあるのに、もう3月以降、3月下旬ですね、もう補正が終わった後に気がついたということがあるんで、前回の事例よりも重いということでありまして。今回は2回目だからということではなくて、内容そのものがダブル的に重いということで、こういう形になりました。

あと、金額については総務課長のほうから話をします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 金額的に話をします。これは今現在の基本給で試算するという言い方をしますと、職員4名合わせますと96万3,430円、繰り返します。96万3,430円であります。あと、それに町長・副町長合わせますと、ここの部分、町長・副町長分だけで14万8,800円、14万8,800円、トータルで111万2,230円であります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 前回より重かったということであるわけではありますが、実際に今全体の減額等によって、減といいますかね、給与のカットによって得られる金額というのは職員が96万三、四千何がしということだと、実際に今回の申請に当たって補助が来るべき金とほぼ同じくらいの金額になるのかなと、そのように思うわけではありますが、何となくこの金額に合わせたための処分したときの減額等になるような気がするんですが、この辺の取り扱いとの関係はどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、その質問の前に、このような処分になったということは前回の議会の中でも執行者である町長、副町長、あと事務の人事もですけども、事務の総括の監督の総務課長もないのはおかしいんじゃないかということがあったということがあってこのような形になったと。

今、片山議員の重いんじゃないかと、金額に合わせたんじゃないかということが、実際は九十何万に対して百何万以上ですから、町長・副町長も合わせてということで、これはたまたまなったということであって、じゃ1,000万になったら1,000万のやつをとということではなくて、やっぱり金額の補填となれば別な形になると思うんで、これはあくまでも金額に対しての賠償ではないということなので、たまたまになったということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 決して金額に合わせるようなことがあってはいけないわけがあります。ただし、職員等について、これによって自分の働いてる、自分の、何て表現したらいいんでしょうかね。そこでめいってしまって、今後この職員が働けなくなるような、そのような精神的な問題が発生しなければいいかと、そのように思ってるわけではありますが、この辺についての指導方法等について伺います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 指導とかそういう形になれば総務課長のほうから答弁しますけども、先ほど申し上げましたとおり私たちは行政のプロとして、先ほど申し上げたとおりメールであろうと決裁の組織の縦の流れがあるということになれば、決裁権者にそれをするのが当然であって、一担当者が、補助申請がある・なしを担当者がやるというのは初歩的なミスであって行政のプロとしてはおかしいということで厳しく処分したと。

ただ、もう一点、あと補正でも先ほども話しましたが、補正に担当者が上げるべき、課長・班長がチェックして補正に議会に出したという、それもあるということになれば、当然課長も班長も重き決裁権者として管理者として問題があるということでこういう処分になったということでもありますので、職員のことを考えて期間を短くする・長くするということは審査の中では出なかったということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 指導方法ということでもありますけども、指導ということは誰かをという形になりますが、まず基本的には係、班内、そういうことのやっぱり再確認とかそういうことでしていかなければいけないと。まずそこが一番でしょうと、班内のコミュニケーションも大事だと思います。仕事の状況の把握の班内会議とか、そういう連絡態勢が一番かなというふうに思っております。

あと、指導ということで1つ大きく捉えれば、今回2回起きました。再発に対しての対策、防止、そういうところを、基本的なところを、河北新報でもちょっと県の対応姿勢が出ましたけども、そういうような形で町としても対策、今後ですね、再発、起きないように、さっき言った基本的な班内の会議とかありますが、そういうことを踏まえてどういうふうにしていったらいいかというところをちょっとやっていきたいと。その1回目のちょっと、どんな方法がいいかねということで課長方の会議はさせていただきました。今後それらについてちょっと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そうしますと、またちょっと前に戻るわけですが、実際に文書等については、今この資料を見てますとほとんどメールでだけ今来てるのでしょうか、それともそれ以外の通知等については文書でも来てると、両方で来てるのでしょうか、それともメールのみの通知というふうに今現在なってるのか確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 所管によってさまざまなので、今回であればメールのみです。あと

別な所管なればメールと文書でと、あとは文書のみという3つのパターンがあるので、これだということはないんですけども、今回の件はメールのみで、これは毎年あることなんです。毎年、担当者としては毎年3月には補正しなければならない案件であったと。当初に組み込むのは数値的にもわからないということなので、毎年の流れの中であった事務でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そうしますとメールで、今回の場合はメールのみだったということですが、そのメールを開けると、朝に多分開けるんだろうと思うんですが、そのメールの取り扱いに対しては、その文書等については、担当課の班長もしくは課長に、このメールの内容等については届けてあるのでしょうか、それとも担当課長はこれを見ているのでしょうか、お伺いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 担当者がそのメールを見て、そして「ない」ということであって、自分、担当者だけが全部事務処理をしたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 担当者のみでこのメールの判断をしたということになるんでしょうけど、そうずっといつも、今回メールで来る文書等についての最終決裁というのは、課長はどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 課長から答弁ですけども、一番問題なのは、メールで来たものは先ほども言いましたとおり印刷して、内容によって班長決裁、課長決裁、副町長決裁、町長決裁ということで、電子決裁になってませんから紙ベースで出して、必ず決裁するというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） その決裁につきましては、今副町長おっしゃったとおりなんですが、今回のこのメールに関しましては、その通知来たときに一応打ち出しをされなかった、その場で一応メールの内容での回答と、結果的に私確認したメールのときには3月だったということになります。普通の決裁については、まずメール打ち出ししてそれぞれの決裁もらうということは常識になっております。

○議長（櫻井公一君） 課長までの決裁は常識ということ、メールの決裁は誰が、上司は。

○町民福祉課長（阿部利夫君） メール決裁はそのメールの内容によりまして、その通知の

中身によりましてそれぞれの班長・課長、今言った町長・副町長というふうな決裁の内容というふうにはなることになります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○４番（片山正弘君） メールのやっぱり決裁の状態でちょっと問題が今回発生したんだろうと、そのように思うわけですね。ですから、メールで担当者が受けて、それを担当課長に上げなかったということの一番のミスなんだろうと思うんですが、今後のメールのあり方等について、上がってきたときの決裁ですね。担当課だけじゃなくて、必ず担当課長にこれはこういう問題があったということでプリントアウトして決裁をもらうべきではないのかと、そうすればこのような問題は起きなかったのではないかというような気はするんですが、今後の取り扱いについて伺います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まさにそのとおりでございます。そういう単純な問題があったということ、第１点。

あと、何回も言いますけども、３月補正でも課長、班長が財政に上げてんのにながながったと、担当者もわがながったと、３月になってから申請しようとしたら実はということはおさらおかしいということで、片山議員の言われるとおりです。そういう初歩的なものも含めて総務課長中心に事務方の全体の課長さん方、その下に作業部会を設置しまして、実際作業してる方々にこういう単純ミスも含めていろんなミス、事務処理の改善ですね、事務の改善ほかも含めて改善を、この間は準備会を開きました。今後そういうのを進めていくということで、言われるとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○４番（片山正弘君） 最後になりますけど、今回本来であればあつてはならないことが起きたわけでありまして。しかし、これによって特別職である町長、副町長まで減額されたということについて、これはやっぱり職員の士気の高揚からも考えて、あなたたちの事務処理の問題で特別職までの給与をカットした経緯もあったということ、深くその辺を職員等についてもお話をされて、これからの士気の高揚、きちんとしてやっていただきたい。本来であれば町長ひとりの処分でも、処分というか減額で、職員は、私に責任があつたらあなたたちはいいんだというくらいの、絶対するなというくらいまでになれば一番いいのかもしれませんが、今回の場合は職員が全員が１０カ月とか１年とかというような経緯での処分だったと思うわけですが、今回のようなことがないように町長十分に注意していただきまして職員の意

識の徹底と、そして士気の高揚を図っていただきたいと、そこを願って終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、片山議員さんのほうからいろいろ質疑ありました。私も同じようなことを質問しようと思っていたわけではありますが、ほぼお聞きをいただきました。

ただ、私もやはり重過ぎるのではないかという印象を、新聞記事読んだとき、第一印象としてまず、まあ1年間10%給与減給されるということの重さというのは大変なものだなというふうに思いました。そういう点では、なぜこんなに重くしなければならなかったのかと、こういう、今もそういうふうに私は思っています。やはりこれが今後の多分処分の1つの基準になっていくということになるでしょうから、そうしますと目いっぱい1年の減給というのが、もう次はもうあり得る世界なんですね。そういうことを考えますと、もっと私はこの減給のあり方というのは慎重であつてもよかったのかなというふうに思います。

そういう点で、1つは、もう処分したんでしょうから、これを再度短くするなんていうことではないんでしょうけれども、今後の基準という問題になっていく可能性があるものですから、今回のこの処分と今後のこういう処分の関係ですね、どういう関係になっていくのかということについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 最終的に処分の決定は町長ということなんですけども、基本的に審査会の中でということでもあります。こういうミスで1年間と、ただ実際は1つだけのミスではないと。つながりは直接関係しますけども、直接はなくても関係しますけども去年もあつたと。それは違うよということはありません。でも、去年もあつたんだよと。

あと、今回はメール、片山議員の話とダブりますけども、くどいって言われますけども、まず自分がメールを見て必ず決裁を上げなきゃないというのは基本なんです。まず第1点、そこがなされていないと。ことし入ったとか数カ月の方がやるミスとは違うということが、もう10年、20年勤続されている方ということですから、それが第1点と。

あとは、補正が上げたとなれば担当者は当然出さなきゃない。あと課長も班長も、班長も今回重いと思うんです。課長も重い。実際何してんですかということ。補正を上げるとき、財政に上げるときっていうのは、議会に上げるときっていうのは毎年あるからなんだべと、毎年あることなんです。まず第1点。毎年ある補正なんです。2点。あと、補正でチェックをしなかったと、3点です。補正が終わった後、申請県で来てがらわがったと、4点です。じゃ、県に行つて何とかすればなんでねがと、そういうことではないと。もう粹

どりはしますから、毎年。と、5点とか、もう何点もダブルでいろいろな間違いがあったということで重きになったと。ここの中の2点とか、1点とか2点だったら、また半年とか3カ月になると思うんですけども、こういうダブルになったということで重きになったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 確かに間違いがそういう形でダブル、トリプルで間違ってるということはあるんだろうと思います。だからこういうことになってると。ただね、ただ、それは管理する側からの責任としてそういう側面も強いのかなと私は思うんです。一番末端の職員のところではどうかと、管理責任はどうなんだと、こういう関係ではないのかなと。むしろ。じゃ何を管理してたんだという話になる側面もあると思うんですよね。副町長もそういう意味で班長もかなり重くなったと、こういうことなんですけれども、じゃ何で末端の責任だけこんなに重いのかという、私からするとそんな感じも逆にいうとあるんですね。そういう点で重過ぎるのではないかというふうに思いました。

それから、やっぱりメールでやりとりしてやっているわけですけども、これ補助金でしょう。補助金にしていること自体が、俺、国の施策としてどうなんだっていう思いがあるんです。補助金の性格じゃないよね。これね。もう必ず出さなくちゃいけないもの、本来ね。補助金にしちゃって、名前そうなってっから補助金なんでしょうけれども、70歳に到達した人、年度末までにした人、年度以降にする人、こんなのはほとんどの町であるわけですよね。よっぽど人口少ないところだったらそういうことない町もあるかもしれませんけれども、ほとんどの場合はどこの町だってこういう事態というのはあるわけですから、必ずやらなくちゃいけない行為です。それは答弁の中にもあったようにね、毎年度やってることだと。しかし間違った。何なんでしょうかね。毎年度やってるですよ。これ担当してる職員だけじゃなくて管理者も含めて毎年やってるわけですよ。それなのに間違ってるという、なのにこういう減給のあり方が違ってくるといふ、私は何なんだろうなと。もう少し公平というか同じなら、まあ町長、副町長はまずいいですよ。もっとレベル高いところにいますからね。担当課の中でもう少し傷みを分かち合うという考え方もあっていいのかなと。担当だから、おめえだけが何か重いみたいな感じになっちゃって、なり過ぎちゃってるんじゃないかという、私はそういう気がするんですよ。通常ね、どこの新聞見てもいろいろ問題の大きさはあるかもしれないけど、10分の1・3カ月あるいは4カ月、重くても半年ぐらい、こういうのが多いですよ、見てるとね。私は10分の1・12カ月って余り聞いたことないよね。それでやっぱり

3カ月ぐらいだったら、まあ俺の責任だからなと。まずね、1回目削らったとき、給料もらうときは、俺の責任だよなと。2カ月目は、何で俺だけこういうふうに多く減給されんだべなと、こう思いつつ、3カ月目だったら、まあ今月で終わりだがらいいがと、こんな気持ちにもなれるかもしれないけど、1年間ね、これ繰り返していくんですよ。この職員のね、私は気持ちの重さって大変なもんだと思うんですよ。そこんとも含めてね、この処分のあり方というのは、私は考えていくということが大事だと思うんだけど、まあ重過ぎると思いませんか。重くしたんでしょうけど。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 新聞、いろいろ処分の中で、やっぱ当事者は一番重いっていうのは鉄則だと思うんですよ。そういう形で当事者と班長、管理職全て同じというのは最初から考えたことはありません。やっぱ当事者が一番重いというのが妥当なのかなと。

あとは、今野議員が言うように、何で間違っただと。こんなの毎年あんでねがと。それなんです。そのとおりです。そういうのを間違うという、プロとしてですね、だから今野議員が言うとおりの最初ですね、何でこんなの、担当者、毎年あるんでねがと。そんなの申請なしと。だからそのとおり、まさにそのとおりでこういう形になったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私が言いたかったのは、毎年やってることは担当者も管理者も同じでしょう。そういうことなんです。そこんところがね、きちんと確認されないままに進んだわけでしょう。本来であれば担当者がいて、班長がいて、課長がいてね、管理する側が担当者に仕事をさせるという形でしょう。ねえ。私はそうだと思うんですよ。だから管理する側の責任って、そういう意味では極めて重いものがあると思うんです。そういう立場だからこそ管理者になってんでしょう。ですから、そういう点で担当者が単に一番の最初のところだから、その責任だけが大きいんだと、大きくていんだと、こういうことにはならないんじゃないのかなと思ったのでお話をさせていただいてると。もう少しそういう点では、この減給の仕方というのはね、あってもよかったのかなというふうに思います。これは私の思いなので、ここで議論しても仕方ないんですけども、そういう思いでひとついるということでもあります。

今回の議案72号は町長等の給与の、報酬の減額、給与の減額ということですから、これ自体に反対する気はないんですが、やはり今後の処分の基準的なものにならざるを得ないとい

う点で非常に気がかりだということだけは申し上げておきたいし、基準を、これはあれなんですか、今後に生かしていくわけでしょう。いろんな問題が出たときにね。こういうことに相当なっていく可能性が出てくるんじゃないんですかと、まあ最初に聞いてるんですが、その辺ね、こういう重い減給をどんどんどんどん出すというふうになるのかどうか、そこだけちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今後の考え方。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、最初に班長も課長も今回は重いと思ってます。今野議員が言われるとおり、言われるとおりそういうのだから課長も班長も重くなったということであって、今回ののは1つや2つではないというのがあるんで重くなったということですけども、今回の処分は、当然国でも何でも先例集というのがありますけども、基準にはなります。過去にこうあったということの中にはなります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これについては、内部的にもいろいろと議論したところはあるんです。そして今回のような結論を出したということでございます。

また、今後の処分について、今回の処分が一応基本というふうにはなろうかなというふうには思いますが、ただこれも何回もしばしばあるようなことでもないので、まあ前回あって今回あってね、しばしばあったらまずいわけなんですけども、前回の経過もあるので、また今回のケースもあるんでこういうことになりましたけども、しかるべく、本来的に、まあどういうふうにあるべきかというのも変なんですけど、人間はミスをする、ある一定確率でミスをするわけですので、その際の処置として、いま今野議員おっしゃったようなお考えというのもあろうかなというふうには思いますので、その辺も含めて何がなんでもこれ以下の、今回の処分をきちっと守って、これ以下のものには絶対していかないんだみたいなことではなくて、ある一定の町民の方々、議会の方々含めて常識的な部分というのはあろうかなというふうに思いますので、その辺も考えながら今後の対応をやっていききたいというふうに思ってますし、また再発防止の方向については、先ほど申しましたように内部的にも、もっともっと詰めていかなければならないというふうに思っておりまして、その中で処分の金額といたしますか、テールについても議論を深める必要があるのかなというふうには思ってます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 何ていうんですかね、最近いろいろ交通事故の問題だとか酔っぱらい運転して交通事故起こすということになると非常に罰が重くなるような法律ができるとか、

何か厳罰化をすれば物事がよくなるのではないかという、そういう考え方が蔓延してるような私は気もするんですね。厳罰化したから、じゃいろんな犯罪や何かが減るかというとか決してそうではないし、現状酔っぱらい運転なんかも一時的には減ってるけども最近ではまたひどい交通事故やそういうものが起きたりしてますから、そういう点でなかなか厳罰化したからものがよくなっていくということでも私はないと思うんですね。

そういう点では、やっぱりきちんとした人間を育てるといいますかね、そういうことが重点に置かれていかないとだめだと思うんです。厳罰主義だけではよくはないというふうにも思うんです。むしろ働く人たちがそのことによって気持ちを萎縮させて発想が物足りないものになったりなんなりするということにつながることであるわけですから、もっともっと自由な発想のもとで町のまちづくりにちゃんと貢献できると、そういうものにしていけることが私は大事だと思うんです。そういう点でやっぱり非常に今回のやり方というのはね、まあ3つもあったんだっておっしゃるけれども、それにしても減給の最高の処分をしてるわけでしょう。これを超えたらもう停職しかないと、こういうぐらいの処分をしてるわけですから、私はそこまで本当に必要だったのかなと思います。

町長おっしゃったように人間やっぱりミスはするんです、どっかで必ずね、それをいかに少なくするかということの、そこが大事なわけです。去年の6月もそういうミスがあって、やっぱりトップみずからがそういう責任を感じて、それを正していくということにつながってもらわないと困ると、こういう気持ちでやっているわけです。しかし、1年後にまた同じようなことが起きてるわけですから。これね、担当者だけなんですか。この1年間、じゃ何してたんですかっていうことになるのかなっていうふうにも思うんですね。

そういう点で、末端の人ってばかり、私も言うとなれだけど、どうなのかなと。もっと管理する側の責任、1年間あったわけですから、こういうことがあって、そこんところをどう考えていたのかなと。まあ今回は対策の委員会もつくるよと言ってますけど、多分1年前、私議事録読んでないけど同じようなことを言ってるんだと思うんですよ。何をされてたんですかと、こういうことになるのではないですかと。答弁はあってもなくてもいいんですが、ここまで言えば何か一言あると思いますので、これで終わりにしますから。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一言もないわけでごさいますて、そういう意味も込めて今回しっかりと、もうスタートしてますし、また我々、町長、副町長の処分もしているわけなので、とにかくまた起こさないということ、ミスがあるという、ある一定確率でミスがあるということ

を前提にして、それをセーフティネットというんですか、２段、３段というものを考えながら起こさないようにするということで努めていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第72号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事進行上、休憩をとりたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第5 議案第73号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第73号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する白萩地区避難施設建設工事に関するものであり、去る7月10日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、磯崎地区内に災害時に住民等の避難者を受け入れるため避難施設の建設工事を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質問いたします。今回この白萩の避難施設なんでありますが、松島町でこのように震災後の避難施設、数多く設計、それから私たちにも提示されております。今回この白萩でございますが、他の地域の工事ですね、これいつごろから入ってくるのか。瑞巖寺さんの脇、それから手樽さん、そういうことも示されているけれども、いつこのような工事発注になるのか。その辺を、見通しですね、示していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 各避難所の建設につきましては、要件が皆全てクリアしたものから、土地問題、あと敷地のかさ上げ等外構工事含めまして全て終わったものから順次発注する予定で進めております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それじゃね、かなり前からこのように計画されておりますけれども、金額の問題、買収の金額の問題、云々かんぬんだと思いますけれども、進捗状況っていうんですか、その辺はどうなってるんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 松島地区の拠点、瑞巖寺の施設のところにしましては、今現在かさ上げ工事につきまして着工を進めておりますが、あの部分につきまして市街化調整区域になってございます。それで県との、県宅地課との協議も現在しております、それにあわせまして条例の整備、してあと敷地分割等を進めながら進めていきたいということで進めておりまして、なお早急に建設に入りたいとは思っております。以上でございます。（「手樽は」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 手樽なんかもそういうふうになるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 手樽の拠点施設につきましては、造成工事がほぼ完了してございますので、この次あたりには発注できるのではないかというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そうですね、なるべくそういうふうにして順次、これ取りかかっていたきたい。もう本当に皆さんに示してからかなりの時間たってますから、やっぱり地域の人は待ってるわけです。そういうことで頑張っていたきたい。

そして、今回この白萩のこの敷地に建てられるわけですが、これ大体どのぐらい避難、1階・2階合わせてどのぐらい……。

あのですね、どこの避難施設見ても大体同じような広さなってますね。磯崎、この面積からもって行って、これで目いっぱいなのかどうかわかりませんが、人口に比例しながらこういう施設をつくるべきだと私は思うんです。そういうことで白萩、あそこに上がってくる人は、もう相当数の人たちが避難すると思うんです。そういう中でこの施設で果たして間に合うのかどうか、いざの時、そういうことをご検討なさいましたでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君）　各地区の避難者数につきましては、津波避難計画に基づきまして算出してございます。白萩施設と長田の施設につきましては、両方500平米でございますので、1人1.65平米を基準といたしまして210人ずつの避難者を見込んでございます。あと、あわせまして緑松会館につきましても改修予定でございますので、ある程度分、磯崎部分は確保できるのかなと見ております。（発言者あり）220でございました。済みません。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　220が多いかどうかというのは、ふだん何もないときはいんですよ。そういうことで、220で多いか少ないか、あと磯崎、あの地区は今言われたように緑松会館、それからまた下のほうに行けば集会施設もある。そういう中で、でもあの人口を網羅するということになるとちょっと少ない。でも、上のほうの高台のほうに一時的に避難していただくということになりますんで、できればやっぱり地域情勢にありました広さを計画してほしかったなと、こう思うわけです。

そしてこれだけ、210名が一応徒歩、避難するときは徒歩原則だということになりますが、しかし実際車ですよ。恐らく車ではあつて行くと思うんです。特にあの磯崎地区は、ほかから見たら幹線ちょっと広いから夕陽が丘とか、いんですけど、ただ上のほうに行きますとちょっと狭い部分がかなりあります。そういう中で、この避難施設のほうに車が行けば、ちょっとスペース的に駐車場ですね、もう2車線しか、2台しか入らないですね。今現在もそうですね。非常に駐車場が少ない。そういうことになりまして、この設計図の中の後ろに幾

らか空き地ありますけれども、今まで、かねてから議論なっております。今回の施設の隣側に空き地あるわけですね。その辺の駐車場の、考えております、検討してますというように取り組んでいただいているわけですが、その辺の話はどうなってますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 補正予算で調査測量を認められまして、現在業者発注いたしまして測量している状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 失礼しました。そういうことで大体じゃ決まったと。そういうことで、しからは大体その辺には何台の車が、概算でどのぐらい予定されてますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 今ちょっと面積的に区画線引いたわけではないんですけれども、恐らく20台から30台は大丈夫でないかというふうに見ております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。そういうことであの地区の人たちも3月31日までこれできるよということになりますから、非常に安心の施設になればいいと思います。

それから、この入札なんですけれども、一番最後書いておりますね、予定価格1億8,200万、それで今回落札したのが1億4,800万、そういう中で消費税込みで1億5,900万、こういうふうになるわけです。この3社、大和リース、内藤ハウス、深松組、これ全部予定価格の中の以内の中に全部入ってるわけですよ。今回入札、ほかのところもあります。今まで何回かの議会で示された入札、ずっと見ますと、これ非常にね、81%、81.1%というのが本当に近年ないですね。本当にびっくりしました。よくぞこういう金額で内藤ハウスさん取ってくれたなということ。しかし、ほかは全部99%、95%以上、もう議会の中でも補正予算組まれてまして工事費、人件費向上、資材高騰、そういう中でこの81.1%というのは本当に果たしてできるのかと、かえって逆に不安なんです。震災前だったら当たり前、そう思った。今回81%、そして全部中で100%以下なんです。まさにこれはガチンコかなと。そういうことでね、もう入札したのを……言葉悪いですよ、言葉悪いですよ、こういう状況の中でどのような結果を見ますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 入札時につきまして、全ての業者さんより積算の内訳書の提出を求めています。それを確認いたしまして町ではできると判断しており

ます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 入札担当はそうなるでしょうけれども、それでこの内藤ハウスさん、仙台営業所、こういうふうになりますので全国展開してる会社かなと。私は知りませんのでね、松島で初めてこういう名前聞いたということでもありますので、こういう会社ではほかの実績はあるわけでしょうね。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 同様の施設の建設はあると考えております。あります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで今回ね、つくって、立派なものをつくっていただければ非常にありがたいんですけど、そこで81.1%の入札で、また資材高騰になる、そういうことで追加予算ということはないでしょうね。そういうことはやっぱり困るんですよ。そういうふうになると、またかと。そういうふうになりますと、何のために入札なんだと。税金ですよ。そういうことで、やっぱりその辺は厳しくそこまでちゃんと把握しながら入札に参加する方にはお願いしていかなければならない、そのようなことはどうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今は、今81%で契約して資材等の高騰により増額なるんでないかというお話であります、実際はこれ契約は資材、いつまでの工期の間にこの施設をとということでもありますので、この契約でいくと。

ただし、これ増額なる場合、補助事業ですので、増額なる場合、通常国から資材高騰により、ただ3割以上超えてきた、5割以上超えてきたから増額の対象にしてもいいですよと、補助事業の場合、こういうときはあり得る。でも、通常今の時期で大体もう落ちつきましましたので、そしてなおさら契約もちゃんとそういうふうについていう話での請け負いになりますので、今の段階ではそういう通知がない限り変更増はないというふうに考えております。増はないと。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それは願うんですね。願うんです。どこの業者もとにかく99%、95%でこうやって工事やってで、それでも苦しいと、それでも苦しいと言ってる中で81%、非常に私は本当にびっくり、ありがたいと同時にびっくりしたということで、そして今言うよう

に追加が一番怖いと。幾ら国の、国から来るといってもそんな安易なものではないと、私はそう思ってこうやって質問してるわけだね、やはり私たちの税金を、全国皆さんの税金を使うわけでございますんで、その辺の精査というんですかね、厳しくやっぱり行っていただければと思いますんで、よろしくその辺はお願いしたいと。そのようなことにならないようお願いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） これはですね、工期があつて、その中でこれが建てられるということとでありますんで、実は半年後にということではないと。そういう点で変更契約して議会上げる場合というのは工種とか中身が違った場合であつて、例えば大工さんの運賃が、賃金が上がったがら、もっと上げでけろということで議会に変更はあり得ないということとあります。

ただ、中身が変われば、それは別であります。工種とかですね。内藤ハウスとかとあれば協力会社の中で、これ一般公募した案件ですけれども型枠工とかが結構単価が高いと、変動が激しいということなんですけれども、自分の協力企業とかが持っているということがあるんで、こういう形になったのかなと思います。

あと、当然入札に参加する方々は積算の内訳を持参してきますから、内訳の中で工種ごとになっておりますんで、色川議員が言うように確かに80というのはありがたいと私たちも思っておりますけれども、先ほどの心配のようなことはあり得ないと。

ただ、契約の中で総務課長が言ったように変動の率が高い場合というのは一般の請負契約の中でもありますから、その場合はあるということです。ただ、よっぽどのことがなければないということでございます。（「はい」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第73号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第74号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第74号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第74号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する西行戻しの松公園避難場所整備工事に関するものであり、去る7月10日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、西行戻しの松公園内に災害時の住民や来訪者等の安全確保及び避難場所としての利便性の向上に向けて西行戻しの松公園避難場所整備工事を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第74号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第75号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第75号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第75号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する東浜地区避難場所整備工事に関するものであり、去る7月10日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、東日本大震災で津波被害を受けた松島地区を対象に、津波浸水地域の背後地に地域住民及び観光客等の安全を確保する避難場所の整備工事を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第75号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第76号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、松島第五幼稚園の園舎を建設し、健康でのびの

びとした幼児教育ができるよう環境整備を行うものであり、去る7月10日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第76号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第77号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第3号）について
○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第77号平成26年度松島町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第77号、平成26年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年6月24日付第9回配分交付額可能通知のありました東日本大震災復興交付金事業等について補正するものであります。

また、平成25年度国民健康保険高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の未申請についての懲戒処分を重く受けとめ、町政執行の責任者として、2款総務費1項1目一般管理費で町長及び副町長の給料減額として14万9,000円の減、人事管理及び事務総括の監督責任として総務課長

の給料を4万2,000円の減、3項1目戸籍住民基本台帳費において担当班長の給料を30万2,000円の減、3款民生費1項1目社会福祉総務費において担当課長の給料を19万7,000円の減、また国民健康保険特別会計になりますが、懲戒処分を受けた職員の給料24万5,000円の減、一般会計及び国民健康保険特別会計を合わせ、総額93万5,000円の給料の減額補正を計上させていただきます。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、本町職員による今般の懲戒処分を踏まえ、町政執行の責任者として町長及び副町長並びに人事管理、事務総括の監督責任として総務課長の給料等の減額に伴い補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成26年6月24日付で第9回交付可能額通知のありました4事業に係る東日本大震災復興交付金について全額積み立てるものであります。

18目復興推進費につきましては、かさ上げ事業の対象地となっております名籠地区・梅ヶ沢地区と避難道路とを結ぶ集落間道路の整備について東日本大震災復興交付金事業での整備が認められ、今回整備に関する測量調査設計業務を補正するものであり、災害時の飲料水の確保を図るための耐震性貯水槽を松島運動公園ほか2カ所に整備する工事費及び地盤かさ上げ工事を予定している銭神・大浜地区において地盤かさ上げの支障となる電力柱の移転補償費を補正するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、懲戒処分を受けた職員1名分に係る給料等の減額に伴い補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、一般会計の給料等減額相当分を国民健康保険特別会計へ繰り出しするものであります。

6款農林水産業費3項4目漁港建設費につきましては、磯崎漁港旧牡蠣処理場を東日本大震災復興交付金事業として漁具倉庫に建てかえるための旧牡蠣処理場を解体するものであります。

6ページをお開き願います。

8款土木費2項1目道路橋梁総務費につきましては、初原バイパスの仙台松島線までの完成に伴い、町道湯ノ原線を県道へ昇格するための道路施設調査費及び道路補修工事を実施するため補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、平成26年7月から派遣の神奈川県任期付職員2名分

の災害派遣職員経費及び東日本大震災復興交付金事業に係る財源について繰り出しするものがあります。

11款災害復旧費 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましては、平成26年 7 月から派遣の神奈川県任期付職員 1 名分の災害派遣職員経費について補正するものであります。

歳入につきまして、3 ページをお開き願います。

11款地方交付税 1 項 1 目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業に係る一般財源負担分及び災害派遣職員経費について措置されるものであります。

15款国庫支出金 2 項 6 目東日本大震災復興交付金につきましては、平成26年 6 月24日付第 9 回配分可能額通知に伴い補正するものであります。

19款繰入金 2 項 4 目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興交付金事業 5 事業に対し、繰り入れするものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、歳入の15款 2 項 6 目東日本大震災復興交付金に関連いたしまして松島町復興交付金事業に係る第 9 回配分の内容につきまして資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の 1 ページです。第 9 回申請において採択となり、事業費の配分を受けた事業の一覧、2 ページの A 3 判図面が配分事業の位置図となっております。第 9 回の申請につきましては、平成26年 5 月20日に交付金計画書を提出し、平成26年 6 月24日付で交付可能額の通知を受けております。

申請事業数は資料 1 ページのNo. 1 からNo. 3 までの 3 事業で、3 事業ともこれまで調査設計費が配分されている事業でありまして、今回26年度分の事業費として用地補償費及び工事費を申請し、申請どおり採択されたものでございます。また、No. 4 の漁業集落復興効果促進事業につきましては、No. 1 の漁業集落防災機能強化事業に係る事業費の20%分が効果促進事業費として配分されたものであり、これを含めまして第 9 回申請では 4 事業についての事業費の配分を受けております。

それでは、配分された事業の概要について説明をさせていただきます。資料 2 ページの A

3判の図面をごらんいただきたいと思います。

事業箇所につきましては、各事業名の左の凡例でご確認いただければと思います。

まず、①No.27漁業集落防災機能強化事業です。この事業は手樽地区の漁業集落地内のかさ上げを行う事業ですが、設計業務がおおむね完了しましたことから事業推進を図るため今回銭神地区、大浜地区における電柱移転補償費を追加申請し、申請どおり配分を受けております。

次に、②No.37磯崎漁港共同利用施設復興整備事業です。この事業は磯崎漁港の旧牡蠣処理場を解体し、漁具倉庫を整備する事業ですが、県が行っております用地かさ上げの事業スケジュールに合わせ事業推進を図るため、今回既存建物である旧牡蠣処理場の解体撤去に係る工事費を追加申請し、申請どおり配分を受けております。

次に、③No.43松島地区外下水道事業です。この事業は松島地区、高城地区、磯崎地区の排水機能が低下している地域の対策として雨水ポンプ施設や排水路施設を整備する事業です。事業推進を図るため今回松島地区の普賢堂地区における雨水ポンプ施設の工事費、磯崎地区における雨水ポンプ施設の用地費と工事費を追加申請し、これも申請どおり配分を受けております。

④No.26の漁業集落復興効果促進事業です。これは①として先ほど説明いたしましたNo.27事業、漁業集落防災機能強化事業の配分に伴い、この事業費の20%について漁業集落復興効果促進事業費として配分を受けたものでございます。

具体の実施事業につきましては、漁業集落防災機能強化事業の効果を高める関連事業について今後検討し、復興庁及び農林水産省と協議し、同意を得て実施していくことになります。

なお、次回の第10回申請につきましては、10月ごろの予定となっております。

以上で、東日本大震災復興交付金の第9回配分の内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 私のほうから補正予算関係、主要事業説明資料のNo.1に基づきましてご説明申し上げます。

事業名につきましては、耐震性貯水槽整備事業でございまして、事業の目的といたしましては耐震性貯水槽を整備し、災害時の断水に備えた飲料水の確保など、災害に強いライフラインを構築して復興まちづくりを推進するものでございます。

事業内容につきましては、耐震性貯水槽整備事業といたしまして容量40立米の2次製品を

松島運動公園、手樽地域交流センター、松島第一小学校の3カ所に整備するものでございます。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきます。

まず、第9回目のこの4事業ですね、全部で事業費が24億円、そして交付された金額が18億円というふうになるわけでありまして。その中で3番目の松島地区外下水道事業というふうになりまして、磯崎のポンプ用地、それから工事費といたしまして普賢堂、磯崎だというふうになります。それで普賢堂は今センチュリーさん、上のほうにね、あっ後ろだ、後ろにポンプあると。そういう中であれを増設し、それでセンチュリーの下から排水をしていくというふうになります。まあ何度か説明は受けておりますが、あの辺の勾配、逆の勾配になってるというようなことも含めての解決ですね。それも含めての解決の予算なわけだと思うんですね。その辺はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 今回普賢堂ポンプ場ということで増設が認められたわけですが、あそこには700ミリのポンプを3台設置する予定ということでございます。それから、あとその関連する排水路ですね、一部逆勾配のところもありますので、それを直していく予算も認められてるということでございます。

ただ、今回用地費、長田の分の用地費しか下水の予算にはないんですが、あと順次補正で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことでね、今回いよいよ下水道が始まるんだなと。今まで県の許可が下りないというような答弁でずっと延びてきていたわけでありまして。このように下水道の事業が各方面にあるわけでありまして、特に松島地区におきましては小石浜からその間坂、碓田、この辺、その辺の県との調整というのはいかように、どこまで、もう予算に入ってることだから大方県の許可は得たのかなとは思いますが、どの辺まで県の許可得られてるわけでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 現在ですね、県と都市計画区域、都市計画関係の見直しがかかりますので、その打ち合わせとあと公共下水道の認可変更、下水道事業って認可変更です

ので、それに向けて現在やっております。同時作業を現在進めておりまして、おおむねよしというような感触を受けてございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 本当にね、頑張ってもらってんだと思うんですけど、とにかく遅いですね。本当にきのうも東京はゲリラ豪雨みたいな、宇都宮ですか、とにかく毎日のようにどっかで大雨降ってるわけですよ。幸いこちらのほうではそのような大雨が、まだ見舞われてないから何とも皆さん騒がないと思うんですけども、あれはいつこっちに来るかわからない。今一生懸命取り組んで、まあわがんですよ。そういう中でね、どうか一日も早くこれを、何とか工事入っていただきたい。そうしないと皆さん、この夏場来ると本当に怖くて怖くて、まだかまだかというようなことであります。そのたびに役場職員も、もう夜中からもうここに出てきてね、もう枕高くして寝てられない。そういう状況になると思うんで、どうぞ職員の皆さんも町長もみんなも心配でたまんないと思うんだけど、やっぱり地域住民が本当に不安で不安でしようがないと。こういう中で、ぜひ決まったところから順次に仕事に入っていただきたいと、こう思っておりますけれども、まず普賢堂、これから入る、大体どのぐらいの認可とか、どのぐらいまで入るんでしょうかね。どのぐらい、今所長はどのぐらい見えますか。期間的に。工事まで入るのに。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 認可事業につきましては、一番最初やらなきゃいけないのはパレスのところに町排水、町でねえ、浜排水、高城浜排水区、それとあそここの役場の隣にあります小梨屋ポンプ場、これを一番最初に計画してございます。それと、あとそれが終わり次第順次やっていく。これはなぜかという、今現在実施設計中というのもございます。それとあと用地の問題がありますので、用地取得しないと都市計画も場所が、ポンプ場の場所が完全にふれないということがございまして、できるだけ用地を、うちのほうでは急いで取得したいというふうに考えてございます。それとあと用地取得次第、日本下水道事業団のほうに実施設計をお願いしてるんです。それが12月ごろまでかかるということですが、順次できたのからできるだけやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今パレス松洲、あと小梨屋、この役場のすぐ側のポンプの増設というようなことが優先だと。一番最初に早いだろうと。やっぱり小石浜とか、ちょっと雨降っと恐ろしいわけです。あの辺も。あの辺のことなんかは優先順位からいって、優先順位って

うとおかしいですけども、どういうふうになるんですかね。やっぱり早くしてほしいという、もう切実なる要望なんで、その辺のことを、どうなってますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 小石浜につきましては、小石浜沢川がございますんで、その堤防のほうを最初にかさ上げしたいと、計画でございます。現在実施設計中が間もなく上がってくる予定ですので、上がって来次第、発注ができるのではないかなというふうに考えて、それは都市計画上の審議会とかかかりませんので、それでその部分は急ぎたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 間もなくということでございますんで、9月議会まで間に合うんですか。でねがったら12月議会ごろまでなんですか。その辺。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 9月議会に間に合えば本当はいいとは思いますが、ただ現在陸閘、陸閘つつつあそこにゲート、沢川のところにゲートありますんで、そののちょっと設計がまだ上がってきてないので、同時発注はできない状況です。堤防だけ発注しても陸閘も発注しないとちょっとうまくないということなんで、うちのほうとしては一括できるだけ発注したいというふうに考えてますんで、9月ぎりぎり、ぎりぎり、ぎりぎり、まあ9月議会はちょっと今の時期なんでちょっと厳しいのかなというふうにございますので、申しわけございません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 頑張ってね、早く、早く本当に入札かけてください。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第77号平成26年度松島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事進行上、昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第10 議案第78号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第78号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第78号、平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計の給料等減額相当分を一般会計より繰り入れするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第78号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 7 9 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第79号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第79号、平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、観瀾亭で取り扱いをしている商品を敬老会の記念品とすることから、その商品の仕入れ及び売り上げ収入を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 観瀾亭の敬老会の記念品ということで、中身、中身というか品物ですね、品物、どういうものか教えていただきたい。それというのも、これまでの敬老会の品物いろいろありましたけども、ここ近年震災なってから3年ぐらい続けてるわけですね。まあお年寄りの方でなかなか、物としてはいんでしょうけども、なかなかそういったものも、食べられないような保存食のような状況で、なかなかかなと思って議会からもいろいろご提言申し上げてたところですね。じゃ、品物教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁。阿部産業観光課長。

○産業観光課長兼観光班長（阿部礼子君） 敬老会の記念品という形で、観瀾亭で取り扱ってるもので何かないかというお問い合わせをいただいた際に、観光客のほうからも松島らしい何かお土産がないかというところで職員がハンカチ、タオルのハンカチなんですけれども、それに五大堂の刺繍が入ってるものを見つけまして、夏に向けてということでちょっと販売をしていました。その商品を今回ちょっとご紹介をさせていただきまして、内容等につきましては現物、こちらにお持ちをしましたけれども、一応こういうタオルのハンカチ、これを3枚組という形でお出しできるかなということで観瀾亭のほうから提案をさせていただきました。左下のほうに五大堂が刺繍をされているものです。十分お使いいただけるものではないかなと。あと観光地松島らしいものを、それぞれの家庭の中で、生活の中で使っていただけるのではないかと思います。観瀾亭側のほうから提案をさせていただきました。以上です。

○議長（櫻井公一君） いいですか。（発言者あり）

他に質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今説明受けまして一人、お一人当たり大体どのぐらいの単価なるわけな
んですか。そうすると、これ299万、二千何百人ですか、3,000人ぐらいになるんですか。だから
一人当たりの単価、どのぐらい、何人。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長兼観光班長（阿部礼子君） 今回このタオルを大体3枚セット箱入れにいたしま
して、のしをかけて、袋をつけてという形で大体1,200円くらいを予定しております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） この提案なんですけど、だったら最初っからこういうところに書いて、
わかりやすくしていただければ質問出ねと思うんです。現物どうなんですかつつたらぱっと
見せればいいんで、この敬老会記念品、括弧でもいいからこういうものと、そういうものを案
内すればね、こんな質問出ないんですよ。わかってる、わかってくれると思うんで、そういう
ことで今後皆さんにもですね、わかるように、こういう記念品すんだったら、どういうものあ
りますというふうにやっていただければと、こう思いますので、副町長、その辺取り計らい、
総務課長。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今のご提案ですけども、物によりますけ
ど、今回だけ、購入する物件というようなときにはどういうものかと事細かく、あと数的なも
のも含めて記載させていただきたいと思います。（「はい」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） やっぱりやんねど思ったんだけど、ちょっと聞かせていただきます。

今回はこれは町の出先である観瀾亭から購入するということですが、町として商品を
仕入れて販売して、そこにこれから見ると利益二十何万出るんですよ。果たして公的なところ
でそのような配分するに当たって利益出していいのかどうか、その辺の考え等についてお聞
きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 観瀾亭は、これ以外でもたまたま役所に同じ町長から町長に卸すと、
仕入れて卸すということですが、民間に売する場合もある程度の利益を追求するとい
うことで、観瀾亭事業なのでイコールというのはあり得ないということなので、これは何ら問

題はないと思います。

ただ、今回の利益率が若干落としてはあります。本当はもっと高くというのもあったんですけども、このハンカチに関してはこういう形。ですから、仕入れ100に売り上げ100というのは逆にないということで、ある程度利潤を追求するのは観瀾亭会計ということなので、問題ないと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 特別会計だからね、それは何も問題はないだろうと、そのように思うわけですが、何せ町のやってる事業ですので、そういう意味で、私、果たして、利益を上げないでそういうふうにしたらいいのではないのかなと、そういうふうにしたんでね、会計上の処理からいったら特別会計で別に持ってるわけですから利益を上げて何も問題はないとは思いますが、果たしてこのような利益等を追求していいのかなと、そういうふうに疑問を持ったもんですから質問したところであります。町長の考え、どのようなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） まあお気持ちはわかりますけども、理屈としては、やはりここで利幅取るというのは適切ななと私は思っております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 済みません。今事務局読み取れなかったんで、もう一度起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第79号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

号) について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第80号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第80号、平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年6月24日付東日本大震災復興交付金の第9回配分可能額通知にて採択されました松島地区ほか下水道事業の磯崎、長田排水区の用地購入費及び平成26年7月から派遣の神奈川県任期付職員2名分の災害派遣職員経費について補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第80号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成26年第2回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

なお、この後、臨時会は終了しましたが、引き続き全員協議会が開催される予定になってますので、全員協議会は13時15分から、ちょっと4分から5分ぐらいちょっとお待ちください。

午後1時11分 閉 会